

(10) 狩 猟

① 狩猟者登録証交付数

単位：件、円

年 次	甲 種				乙 種				丙 種			
	登録証 交付数	狩猟者 登録税	入猟税	手 数 料	登録証 交付数	狩猟者 登録税	入猟税	手 数 料	登録証 交付数	狩猟者 登録税	入猟税	手 数 料
平成 5 年度	149	2 359 500		565 900	7 987	129 453 500		13 864 300	254	1 397 000		568 400
6	180	2 821 500		759 100	7 857	127 231 500		27 250 000	272	1 496 000		1 034 000
7	235	3 729 000		819 800	7 510	121 676 550		14 854 550	284	1 562 800		783 850
8	337	5 379 000		1 196 500	7 231	117 238 000		14 226 510	321	1 765 000		881 130
9	425	6 803 500		2 073 200	6 928	112 365 000		26 776 000	328	1 804 000		1 368 600

注1) 甲種=網、わなを使用して狩猟するもの。乙種=装薬銃を使用して狩猟するもの。丙種=空気銃(コルクを発射するものを除く)その他ガス力により弾丸を発射する銃器を使用して狩猟するもの。

注2) 手数料は、登録手数料のほかに、免許試験手数料、更新手数料を含む。

資料 自然保護課

② 狩猟者登録を受けた者による鳥類捕獲数

単位：羽

年 次	ごいさぎ	き じ	やまどり	う ず ら	こじゅけい	か も 類	うみあいさ
平成 5 年度	99	4 532	587	378	8 238	9 625	89
6	84	4 119	1 837	266	9 606	9 947	—
7	31	3 278	444	272	6 418	7 269	—
8	22	3 401	955	171	6 883	7 558	—
9	23	2 169	223	206	3 046	6 024	—

年 次	ば ん	し ぎ 類	きじばと	からす類	すずめ類	むくどり	ひよどり
平成 5 年度	70	1 450	21 280	2 126	11 912	—	—
6	68	1 255	24 397	1 924	15 207	1 004	20 887
7	48	659	16 606	1 458	10 031	420	16 551
8	55	528	17 737	1 640	12 864	511	21 343
9	66	233	9 379	1 210	9 846	522	6 829

注) 平成6年度から、うみあいさは非狩猟鳥獣になり、むくどり、ひよどりが狩猟鳥獣に追加指定された。

資料 同上

③ 狩猟者登録を受けた者による獣類捕獲数

単位：頭

年 次	く ま	いのしし	おすじか	きつね	たぬき	あなぐま	て ん
平成 5 年度	—	1 391	1 135	146	499	4	16
6	—	2 254	1 168	117	556	10	31
7	—	2 167	959	84	327	63	7
8	—	2 665	1 119	72	324	6	30
9	—	1 792	1 034	62	200	—	6

年 次	むささび	りす類	おすいたち	のうさぎ	のねこ	のいぬ	はくびしん
平成 5 年度	8	80	41	3 872	36	11	—
6	—	88	26	3 334	29	14	68
7	—	68	7	2 710	4	8	64
8	—	84	—	2 817	7	3	23
9	—	39	5	1 934	3	5	24

注) 平成6年度から、むささびが非狩猟鳥獣になり、はくびしんが狩猟鳥獣に追加指定された。

資料 同上